

## ◎こんな時は土地改良区への手続きをお願いします。

※公共機関（市役所・法務局等）へ手続きを行っている場合でも、当改良区への届出がなければ、当改良区の各台帳も修正及び変更できません。

### ○組合員に事関すること。

#### 《組合員資格得喪通知書》

- ・ 農業者年金（経営移譲による）を受給したとき。
- ・ 受益地を売買、交換、贈与、貸借（農業委員会の許可を得た貸借）したとき。
- ・ 受益地を相続（組合員が死亡）したとき。

### ○土地所有者、耕作者、賦課義務者に関すること。

#### 《賦課義務者変更届》

- ・ 賦課義務者を変更したとき。

#### 《記載事項変更届》

- ・ 受益地の地目、所有者、耕作者が変更または分筆、合筆したとき。
- ・ 土地所有者（耕作者、組合員、賦課義務者）の住所または氏名変更したとき。

### ○農地転用に関すること。

#### 《農地転用等の通知書、確約書、地区除外申請書》

添付書類：位置図、公図写、建物配置図計画書（排水計画を明記）

※意見書交付手数料（1件につき1,000円）、決済金が必要となります。

なお、決済金の金額は、年度ごとの算出となりますのでお問い合わせ下さい。

### ○他目的使用に関すること。

#### 《他目的使用申請書》

- ・ 土地改良区の管理施設（水路）に進入路等を設置したいとき。

※事前に、当土地改良区へご連絡ください。

#### 《他目的使用継続申請書》

- ・ 既に許可を得ている他目的使用について、継続して使用したいとき。

※継続使用申請手数料（1件につき1,000円）が必要となります。

#### 《他目的使用返地届》

- ・ 既に許可を得ている他目的使用について、使用を取り止めたいとき。

#### 《他目的使用名義人変更届》

- ・ 既に許可を得ている他目的使用について、使用者の住所または氏名が変更となるとき。

なお、必要となる書類については、内容により異なりますので、お手数ですが、当土地改良区までお問合せください。

水土里ネット大井川右岸（大井川右岸土地改良区）  
〒439-0031 静岡県菊川市加茂4905番地の2  
電話：0537-35-2413 FAX：0537-35-8100  
E-mail：o-ugan@ooigawaugan.jp